

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 1 2 5 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会				
事務局 (担当課)		総務局総務部情報公開課情報公開班 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 3 1 (直通)				
開催日時		令和元年 5 月 9 日 (木) 午前 9 時 3 0 分から午前 1 0 時 4 5 分まで				
開催場所		相模原市役所 会議室棟 2 階 第 3 会議室				
出席者	委員	1 0 人 (別紙のとおり)				
	その他	3 人 (地域福祉課担当課長、同副主幹 2 名)				
	事務局	5 人 (情報公開課長、同担当課長、同副主幹、同主任 2 名)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		<p>議題</p> <p>1 第 1 2 4 回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について</p> <p>2 諮問事案に係る調査審議について</p> <p>(1) 個人情報保護条例第 9 条に定める保有個人情報の目的外の利用・提供について</p> <p>・プレミアム付商品券事業に伴う保有個人情報の目的外利用・提供について</p> <p>(2) 個人情報保護条例第 8 条に定める個人情報の本人以外からの収集について</p> <p>・プレミアム付商品券事業に伴う本人以外からの個人情報の収集について</p> <p>(3) 個人情報保護条例第 6 条に定める要配慮個人情報の取扱いについて</p> <p>・審査請求事務に係る要配慮個人情報の取扱制限の適用除外について</p> <p>3 保有個人情報取扱事務の登録等について (報告)</p> <p>4 その他</p>				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は会長の発言、 は委員の発言、 は事務局及びその他職員
の発言)

1 第124回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録の承認について

第124回相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会議録(案)について承認し、資料とともに行政資料コーナーへ配架することとした。

2 諮問事案に係る調査審議について

プレミアム付商品券事業の実施に伴う諮問事案

(1) 個人情報保護条例第9条に定める保有個人情報の目的外の利用・提供について

(2) 個人情報保護条例第8条に定める個人情報の本人以外からの収集について
なお、(1)及び(2)は関連があるため、一括で審議することとした。

実施機関である地域福祉課から説明の後、質疑応答が行われた。

委託業者は、同じ事務室内で作業をするという説明があったが、具体的には何を委託するのか。

事業対象者が多いことから、事業対象者の抽出、申請書等の印刷・発送・審査、商品券の印刷・販売・換金等のプレミアム付商品券事業に係る業務を一括して委託することを予定している。

- USBの使用は、本体がコンパクトなことによる紛失の危険や、使い回すことによるウイルス感染の危険などのセキュリティ上の問題があることを以前から指摘している。例えば、CD-Rのような記録媒体を利用してはどうか？ポケットに入れられないような大きさで、使い終わったらその都度裁断するくらいの注意が必要である。

その通りである。極力USBを使用しないで業務を進めたいと考えており、庁内組織同士のデータのやり取りは庁内LANの利用を考えている。同じ事務室内ではあるが、委託業者とのデータの受け渡しはUSBの利用を想定しているが、今後委託業者が決まり次第、事務の流れを具体的に整理していく中で検討を行いたい。

- しっかりとした体制の中で事業を実施していただきたいと助言する。

本件は全国的に行われる事業であるが、他の自治体における事業実施体制の情報はあるか。

自治体規模によっても様々ではないか。小規模な自治体であれば委託によらず、職員で対応できるのではないかと思うが、本市のように規模が大きな自治体は委託にならざるを得ないのではないかと思う。

委託自体は致し方ないと思うが、同じ事務室内とはいえ、委託業者との間の情報の受け渡しにUSBを利用することについて、横浜市、川崎市の状況は把握してるか。

どこの自治体も手探りの状態である。その中で本市は比較的事務が進んでおり、審議会への諮問は政令市の中では早い方だと認識している。

USBを使用することについては、同じ事務室内であり移動距離も短いことからリスク自体は少ないと思われるが、方法自体の問題もあるため、先ほど説明があったように鋭意検討いただきたい。また、指摘を行ったことについては議事録に留めておきたい。

実施機関が退出し、調査審議に入った。

本事業は国の政策として実施するものである。先ほど委員からセキュリティ上の課題提起はあったが、事業としては進めなければならない事業であり、今回の諮問を受け、審議会としても議論を進める必要があると考える。

- 単純な疑問として、一人ひとりの所得状況を調べて何十万人という対象者に申込書を郵送するから複雑なことになるのであって、プレミアム付商品券事業をアナウンスして購入希望者だけに申込書を送り、申請があったら調査し、該当者だけに商品券を送るという方法を探れないのか。申込書が送られて来た方は、うちは低所得者なんだという気分にならないか。多くの自治体でこのような方法を探っているのか。

実施機関が答えるべき問題であると思うが、一つには国がガイドラインとして示している方法だと認識している。事業を知らなかったことによる申請漏れを懸念しているのではないか。事業方法は法で決められているわけではなく、自治体に任されているが、基本の仕組みは国が示している。委員の言われるように、希望する人は申請してくださいという方法は非常にシンプルではあるが、国は由としていないようである。

申込書郵送の理由として、資格確認の問題はないか。申込手続を踏むことによって購入資格を確認しているということになるか。

税情報から該当者を抽出し申込書を送るが、申込書が届いた段階で、改めて審査を行う。

そうであれば、なおのこと再度資格確認を行うのであれば、委員のいうように本人申請という方法も方法論としては考えられるのではないか。

本市ではお知らせ自体は全対象者に対して行い、意思表示があった方は資格審査を行う。

資格確認をするためにデータ抽出を行い、申込書を送っている訳ではないということであれば、申込みがあった時点で、資格確認をもう一度行うということになる。

そのとおり。例えば、申込み後の資格確認によって、収入の変化がある場合

など資格に変化が生じているかを確認する。

審議の結果、プレミアム付商品券事業の実施に伴う諮問事案、(1)個人情報保護条例第9条に定める保有個人情報の目的外の利用・提供について及び(2)個人情報保護条例第8条に定める個人情報の本人以外からの収集については、諮問の内容を適当とする答申を行った。

(3) 個人情報保護条例第6条に定める要配慮個人情報の取扱いについて

相模原市個人情報保護条例第6条に定める要配慮個人情報の取扱いについて、実施機関である総務法制課に代わり情報公開課から説明の後、質疑応答が行われた。

前回調査に登録漏れがあったことは残念なことであるが、一方でファイルの見直しをすることによって漏れが明らかになったということは良いことでもある。

行政不服審査法は、近年大改正が行われ、国、地方自治体の行政処分に関して、審査請求をし易くしたものであり、手続の開始は、処分の相手方によって行われる。実施機関の資料にあるように、「積極的に取り扱うものではない」というのはそのような趣旨である。行政が個人情報を収集するというよりも、審査請求の審理過程で当事者が提出した資料などに含まれている個人情報を取り扱うことになるものであり、また、同法の改正により審査請求し易くなったことから、今後増えて行くものと思われる。

行政不服審査の請求数は増えているか。

現時点では、増えているというほどではない。

審議の結果、相模原市個人情報保護条例第6条に定める要配慮個人情報の取扱いについて、諮問の内容を適当とする答申を行った。

3 保有個人情報取扱事務の登録等について

保有個人情報取扱事務の登録等について、事務局から報告があった。

4 その他

(1) 公文書管理部会における公文書の保存期間の延長及び保存期間が満了する公文書の廃棄に関する調査審議の結果について、齊藤副部長から報告が行われた。また、平成29年度における公文書及び歴史的公文書の管理等の状況について事務局から説明があった。

(2) 平成31年4月7日執行の第19回統一地方選挙において使用した選挙人名簿照合用USBメモリの紛失について事務局から説明があった。

以上

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会 出席者名簿

(令和元年5月9日開催)

	氏名	所属等	出欠席	備考
1	牛嶋 仁	中央大学法学部教授	出席	会長
2	早川 和宏	東洋大学法学部教授	欠席	副会長
3	小形 文夫	相模原商工会議所1号議員	欠席	
4	金子 さつき	公募委員	出席	
5	齋藤 裕美	多摩大学経営情報学部准教授	欠席	
6	齊藤 愛	千葉大学法政経学部教授	出席	
7	坂口 貴弘	創価大学創価教育研究所講師	出席	
8	櫻井 正友	公募委員	出席	
9	清水 善仁	法政大学大原社会問題研究所准教授	出席	
10	白澤 章子	弁護士	出席	
11	瀬戸 洋一	産業技術大学院大学 情報アーキテクチャ専攻教授	出席	
12	寺田 麻佑	国際基督教大学教養学部准教授	欠席	
13	中西 知子	特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら理事	出席	
14	中山 光明	相模原市自治会連合会理事	出席	
15	脇山 寿満子	相模原市民生委員児童委員協議会常任理事	欠席	

任期は令和元年6月30日まで